

お願いいたします。

○ 宮島部会長

確かに、論点整理のところ、財源とか財政方式のところ、体系論のところ、幾つか議論の重複がございまして、それをどこかに1カ所だけにして書いていくと誤解を招くおそれもあるということで、同じような趣旨のことが少しあちらこちらにも入っておりますので、今のご意見はわかりました。

ほかに論点整理につきまして、ご意見、どうぞ、堀委員。

○ 堀委員

ここでは賦課方式と積立方式、社会保険方式と税方式（私の言う社会扶助方式）が財政方式としてまとめられています。私は従来からも言っているのですが、社会保険方式か社会扶助方式かというのは、保障システムの問題で、必ずしも財源の問題とパラレルではない。現に社会保険に税が入っているわけですから、財政というか、財源だけの問題ではない。財政方式として括るのがいいのかどうか。税方式と社会保険方式と対比をしていますが、どうもごっちゃになるのではないかという危惧をいたします。皆さんがこういう整理でよければそれでもいいですが、考え方としては違うのではないか。

○ 宮島部会長

社会保険方式といっても、賦課方式、積立方式、さらにその中の財政方式の違いがある。それから、社会保険というものとして税方式という、これは年金制度そのものの違いというふうに言ってもいいかもしれませんね。その辺のところを少し整理した方がここはよろしいということでしょうか。今のような形に沿って。

○ 堀委員

はい。

○ 宮島部会長

私もこれを読んでいて、まだ、この段階は、理念的な議論でございますので、社会保険方式の定義をちゃんとしたらどうなるかとか、なかなかそうなりますと簡単ではない面も無論ありますけれども、今のお話、社会保険の中での、大きく言えば賦課方式と積立方式、世代間扶養と積立方式型のものがあり、そして今度は、世代間扶養型を基本的にとりながら、その中に税負担が入るといようなタイプの形も、一応社会保険方式という形で呼んでいる。それと対照概念にあるのは全額税方式といような考え方。その中間に、そこに至るプロセスについてのご御意見は、今、矢野委員からご説明があったようなものもあるということで、少し整理をし直していただきたいと思います。

○ 高橋総務課長

はい。

○ 宮島部会長

ほかにいかがでございますでしょうか。どうぞ、山崎委員。

○ 山崎委員

意見がないようですから、質問させていただきたいのですが、7ページに載っておりますが、今日配布された追加意見書にも同じものが載っておりますが、厚生年金の保険料における1階と2階部分を完全分離すべきという矢野委員の意見なんです。もう少し具体的に言っていただいた方がわかりやすいと思います。例えば、1階と2階を完全に分離して、厚生年金の体系も、定額負担と定額給付＋報酬比例負担と報酬比例給付という格好にして、1階部分を基本的に自営業者グループと制度上も同じにするという意味なのかどうか、一つの考え方としてあると思いますが。

○ 矢野委員

大きく二つ、このように主張しました根拠がございます。一つは、いずれ1階部分については税方式にして、2階部分については保険料でいくと。その後、もちろん修正をいろいろと考えていかななくてはならんとは思いますが、そういうことによって、制度的にも二つに分離することが必要であるということがあります。

もう一つ、仮に現行制度がしばらく続いたといたしても、例えば被用者保険の方でいって、17.35%という標準報酬月額での保険料がありますが、そのうち何%が基礎年金で使われて、何%が報酬比例に使われているかということは実ははっきりしてないんですね。いろいろな資料をいただいた結果、拠出金にどれだけ出しているかということから類推して、大体今4.9%というような数字をご報告いただいていると思うんですけども、何年か間にじりじり増えていって、1号保険の空洞化ということと相まって拠出金の比率が増えていっているという実態もあるわけです。

ですから、制度としての信頼感を高めるためにも、保険料がどのように分配されているのか。そしてそのルールは何であるのか、これをはっきりして、ルール化し、同時にそれを情報公開という形で公にする。それが大事なのではないか、これが二つ目の理由でございます。

○ 宮島部会長

少し先をにらんだ話という点もございますね。

○ 矢野委員

そうですね。現状でもそう分けて把握することは必要だし、将来を考えれば、なおさら必要だと、こういうことでございます。

○ 山崎委員

そうすると、私が理解していたものとは違って、今の厚生年金一本の保険料の内訳を透明にしてほしいと、こういうことでしょうか。

○ 矢野委員

まず第一義的にはそこから始まると思います。

○ 堀委員

同じ7ページの若杉委員の提案で、所得のない、あるいは低い者に対する年金による保障のところですが、生活保護世帯に拠出を行わせるとあります。そうすると、生活保護世帯には満額の基礎年金が出ると思うのですが、生活保護世帯に至らない低所得世帯についてはどうするのでしょうか。今までどおり全額免除にすると年金額が3分の1になります。その3分の1を3分の3にするのでしょうか。そうするとした場合、免除者の所得の把握が正確にできることが前提となります。生活保護世帯の年金を3分の3にする場合には、その辺がちょっと気になるのですが、どういうお考えでしょうか。

○ 若杉委員

この辺は概念的なことを考えていて余りそういう制度的なことは考えていなかったのですけれども、ですから最初に申し上げた年金の概念ということと関係があるわけですが、働いている間の現役の世代の間の生活保障というか生活保護と老後の年金による所得の確保というのは、それをきちんと分けてやるのかどうか、それともそれを一緒にやってしまうのかというのは制度の上で随分違うと思うんですね。そういうことをきちんと分けて考えるというのも一つではないかということで、こういうことを書きましたので、特に今のような、先生がおっしゃったようなことについては考えていませんでした。

○ 神代部会長代理

矢野委員にちょっとお伺いしたいのですが、先ほどのご説明で、第2点目で、基礎年金部分に相当する保険料率が何%かわからないということで、一応4.9%というような推定の数字をおっしゃいましたが、これは厚生年金と共済年金の拠出部分だけを取り上げてみた場合の話ですか、それとも国民年金の加入者が払っている保険料も全部ならしてやっているんですか。そこがちょっとよくわからない。

○ 矢野委員

これは厚生労働省の方からいただいた資料で申し上げているわけなんです、私が理解

しているところでは、標準報酬総額と基礎年金拠出金を比較して、そして、その基礎年金拠出金に相当する保険料率というものを計算した場合に、1995年度では3.85%でありました。それがだんだん増えて、2000年度には4.9%になったと。だから月額ベースの保険料である17.35%から4.9%を引いた分は2階部分になるのかなという推定をしているわけですが。断定的にそうだということにはならないと私は思うんですけども、一応推定値としてはそうなっていると考えています。推定値では不十分ではないかということです。

もちろんそのためには、基礎年金は何のために存在するのか、報酬比例部分は何のために存在するのかという意義を決めていけば、より一層分離というのは必要になってくるということになると思っております。むしろ、その辺は厚生労働省の方からご説明いただいた方がいいと思います。

○ 吉武年金局長

私どもの方から、次回、資料を出します。余りこの点ばかりご説明しても時間がかかりますので、今お話しがあった点についての資料は、次回、事務局からお出しします。

○ 宮島部会長

今の整理のところでは、何度も議論に出てきますが、ヨーロッパやアメリカなどは全国民皆年金制度ではないんですね、必ずしも。一定の所得以上の人ということですけども。ここはサラリーマングループをどうするかという話などをとり上げていますが、税方式の議論の中では普遍性というのは非常に強調されていますけれども、いわゆる皆年金制度というか、それを維持するかしないかというような話は論点整理の中には入りませんか。それは場合によっては入れた方がいいのではないかと。

もちろん、私は個人的な意見として言うというわけではないけれども。

○ 小島委員

私も公的年金の皆保険制度を維持するという立場ですので、そこは論点として入れておくと。これは公的年金の役割という、初め若杉先生がおっしゃったとおり、入った方がいいのかと思いますけれども、今の制度で皆年金が実質的に維持されていくかは、そこは議論があるところです。そこは論点整理入れるべきではないかと思っています。

○ 宮島部会長

議論の後の方にいろんな波及が大きいと思うので、明示的に少し入れてもらうようにします。

○ 若杉委員

今のそういう皆年金かどうかも含めて、私は年金というものをきちんと定義すべきだと

いうことで最初申し上げました。

○ 宮島部会長

わかりました。ほかに論点整理のところでございますでしょうか。それでは、戻ること  
も考えまして、今度は、「3. 給付と負担」というところに移りたいと思います。

○ 高橋総務課長

8 ページの検討項目3番「給付と負担」、これは全部で検討項目は4点ほどござい  
ますが、まず①の給付の「給付水準」でございます。ここの論点、「高齢者世帯の生計費を賄  
うという観点、現役世代の生計費との比較等から見て、年金の給付水準をどうとらえるの  
か」。これにつきましては、大きくは二つに分かれるだろうとみられます。

一つは、一定の水準の確保が必要。これは老後生活の基本部分を保障する水準の確保が  
必要とのご意見でございます。

あとは、現行の給付を引き下げるべきとする意見、これは現行の厚生年金の給付水準は  
やや過大ではないかというようなご意見が幾つか出ております。

それから、給付水準そのものではないんですけれども、物価スライドに関しまして、物  
価下落の際も、物価スライドを実施すべきであるとのご意見が出ております。今のは9ペ  
ージでございます。

第2番目、「保険料負担のあり方」でございますが、まず、論点として「将来の保険料  
水準を過度に上昇させないためには、現在凍結されている保険料（率）の引上げを再開す  
べきではないか」、これは当面の話でございますけれども、保険料凍結の解除が必要とす  
る意見ということでございます。逆に言いますと、保険料水準について凍結を続けるとい  
うご意見は出ていないようでございます。

それから、目を将来に転じまして、これは論点でございますが、「前回改正での最終保  
険料（率）の設定（国庫負担2分の1（19.8%））も踏まえ、将来の最終保険料（率）及  
び到達時期についてどう考えるか」ということでございますけれども、この最終保険料の  
点につきましては、最終保険料の引上げについては慎重な意見。

そうではなくて、前回改正の水準を下回る水準ということがはっきり出ているご意見と  
して、年収の20%を大幅に下回る水準で長期間保険料を固定すべき。

それから、これは水準そのものではございませんが、提示のやり方の問題として、最終  
保険料は、年収の20%と明示することは必要だとするご意見が出ております。

あとは、引上げのやり方の問題でございますが、「厚生年金に係る保険料の5年ごとの  
引上げについて、どう考えるか」という点でございます。現行の5年ごとに一回というこ

とではなく、小刻みに保険料を引き上げるような方法をとるべき、あるいはそういうことを考えていいのではないかというようなご意見が出ております。

それから、検討項目の中の小項目第3点目でございますが、「想定を超えた社会経済の変動に対する対応」ということでございます。これは財政再計算では、一定の人口構造の変動なり、経済見通し、経済的な数字を見込んで財政計算をやっているわけでございますが、その見通しの想定を超えた変動にどう対応するのか。そのやり方についての議論でございますけれども、論点としては、まず「人口構造や経済情勢の変化等の外生的な社会経済情勢が想定を超えて変動するときに、その都度給付内容や（その都度ということ、つまり財政再計算ごとということになりますけれども）将来の保険料負担を見直していくことには限界があるのではないか」。今までのそういった制度改正をやっていくやり方、そういったものについて限界があるのではないか。

こういう論点につきまして、給付の抑制と負担の増加の繰り返しが制度に対する信頼を損なっているとする意見が二つほど出ています。

それから、「将来にわたって最終保険料の上限を固定し、その後人口構造や経済情勢の変化等の外生的な社会経済情勢が想定を超えて変動するときは、給付水準を自動的に調整する手法についてどう考えるか。また、その方法についてどう考えるか」という点でございますけれども、ご意見としては、保険料を固定して給付水準を自動的に調整する仕組みを検討すべきというご意見が、次のページまでわたっておりますが、かなり出ております。

それから、少子化の取組や経済発展、これはほぼ似たようなお話ではないかと思いますが、少子化への取組や経済発展に向けた努力によって給付や負担が変動する仕組みが必要とする意見が出ております。

そういった自動調整のやり方につきまして、特に留意すべき点ということになるかと思いますが、負担を固定した場合の給付の自動調整については、下がりすぎないように一定の限度を設けるべきだとする意見が出ております。調整の対象となる世代に関してのご意見だと思いますが、11ページの下でございますけれども、労働力率、出生率の変動による給付の調整を受ける世代、どういう世代が調整の対象となるか、それをよく考えるべきだというようなご意見が出ております。

それから、自動調整という方法をとらずにというふうに思われますが、12ページになりますけれども、現役世代の可処分所得に応じた給付とすることで、これは手取り所得に対して年金も手取りベースで、その代替率を維持するべきだということでございますが、そ

ういったことで調整は可能だというご意見が出ております。

それから、検討項目の小項目4点目でございますが、「現在受給している年金の扱い」について、論点は、「将来世代に対して保険料負担の引上げや給付水準の適正化を求める場合、現在の年金受給者に対しても、給付水準の適正化を求めることについてどう考えるか。また、その場合の方法についてどう考えるか。」ということでございますけれども、既裁定年金についても適正化を検討すべきとするご意見。仮にそういう既裁定年金について適正化をするという意味であれば、賃金スライドを、これは上がるも下がるもということだと思いますけれども、前は既裁定年金は物価スライドのみで改定になるという制度改正をやっておりますが、従前に戻して、賃金スライドは復活するべきだとのご意見が出ております。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。ここはかなり幅の広い、給付水準、負担の水準、それから変動に対する調整の話ということで大きな括りでございますけれども、まず給付水準、いかがでございましょうか。それでは、給付水準、9ページの保険料負担のあり方、この辺のところ、例えば、意見として十分反映されてない、追加すべき、あるいは修正すべきというお申し出があれば。堀委員、どうぞ。

○ 堀委員

どの項目に入るかよくわかりませんが、一つの切り口として、確定拠出にするかどうかということがあったと思うのです。確定拠出というのは納めた保険料に一定の運用収入をつける仕組みですが、それはあちこちにあるような感じもないわけではないのですが、項目としてはどこに入るのでしょうか。

それともう一つ、給付水準のところの質問です。9ページの一番上の若杉委員の意見で、代替率30%というのは現在の代替率の60%を30%にするということですか。

○ 若杉委員

それについて意見があるんですけども、よろしいですか。

○ 宮島部会長

どうぞ。

○ 若杉委員

いつも申し上げていることですが、年金というのは、何かというと、現在の考え方は、大体20歳ぐらいから65歳まで働いて、簡単に45年としますと、あとの20年は働かないでい

こうと。ですから現役の45年間の働きでもって、残りの20年間は働かずに、遊んでという言葉が悪いのですが、遊んでいこうということですね。ですから45年分の所得で、あとの20年間は生きるわけですから、結局45年間の所得のうちの大体3分の1はとっておかないといけない、現役と同じような生活するとしたら、3分の1はとっておかなければいけないわけですね。ですから、現役と同じに老後も同じように暮らそうとすれば、現役のときの所得の3分の1、だから、45年分のうちの3分の1ですから、おおむね20年分、それをとっておいて使おうというわけです。したがって、年金のためにかかるコストは約3割と考えていいと思います。

それに対して、今、保険料は公的年金だけで17.5%。それで、これから20%とかそういうことになっていくわけですが、ということは、年金のために3割貯蓄するのですが、30%分のうちの20%に当たる部分は、つまり3分の2の部分は公的年金でやろうというわけですね。

私は、これからの個人がもっと自主独立でなければいけない時代には、公的年金で3分の2をやるのは多すぎるというふうに考えるわけです。もっとその割合を変えて、個人年金、企業年金のウェイトを増やすべきだと。そういう趣旨で、ここでは代替率30%というのは、おおよその、かなり激しく減らさなければいけないという意味で言っているんですけども、公的年金、個人年金、企業年金の割合をもう一度見直すべきじゃないかということによってこういうことを言っております。

○ 宮島部会長

その前の部分はどうでしょうか。給付の構造、これは堀委員が必要があれば追加的な意見を出していただきたいと思います。確定給付型のものと確定拠出型のものをどう整理するのかという点は、多少あちこちに入るかもしれませんが、重複してもいいと思いますので、どこかお考えいただいて、堀委員としてのお考えを入れていただけたらいい。私は意見を言う立場にはございませんので。

○ 堀委員

確定拠出年金について、スウェーデン方式で言うと、16%のみなし利回りで行う部分は、現在は日本に導入不可能だと思います。2.5%の部分については、公的年金の守備範囲から出して、私的年金として導入する、そういうやり方で給付水準を下げるのはあり得るのかなと思います。確定拠出年金については、まとめて項目を立てた方がわかりやすいのかなという感じはします。

○ 宮島部会長



給付の体系あたりのところで、入れておいた方がいいかもしれませんね。

○ 堀委員

そうですね。

○ 宮島部会長

負担と両方加わりますから、2カ所に入っても構わないと思いますが。

○ 神代部会長代理

堀委員と若杉委員のご意見というかご質問というのは、両方クロスしているところが多分出てくるのではないかと思うんですが、これは近藤委員がおっしゃった方がいいのではないかと思いますけれども、近藤委員のコメントの横に、ILOの102号条約との関連、新しい条約の方がいいのかなという気はしますけど、日本が国際労働条約に縛られるのかどうか問題がありますけれども、一応102号条約でいっても40%という縛りがありますね。新しい方は何号でしたか、45%かなんかだと思いますが、若杉委員の意見は、非常にストレートに言うと、条約との抵触をどうするのかという疑問がすぐ出てしまうんですよ。だけど、スウェーデンの2%の拠出建てにする方などは、スウェーデンはILO条約との関係をどういうふうクリアーしているかよく知らないけれども、そこの扱いによっては変わってきますよね。スウェーデンの16%部分だけで考えるのか、全体含めた18.5%で考えるのか、そこもちょっとよくわからないんですが、これは少し検討課題にした方がいいかなと。

○ 堀委員

IL0条約についてちょっと補足します。これは事務局の方がよく知っていると思うのですが、102号条約の代替率40%というのは、30年加入です。日本のモデル年金の代替率は40年加入です。そういう違いがありますし、それから日本の代替率は妻の分も年金額に入れた代替率ですから、単身は違ってきます。ILO条約の代替率というのは、若いときの賃金に対する老後の30年加入の年金ですから、日本のモデル年金について妻の年金分を入れないと47~48%ぐらいになるのでしょうか。妻の分を入れているから60%になっているので、計算によっては低いことになります。

○ 若杉委員

いつも申し上げていますがけれども、年金のあり方というのは、経済の状態によって違うわけですし、まだ資本主義として貧しくて、過酷な労働や何かを強いられているところと、もっといわゆる先進国ということで、労働条件が違うところでは年金のあり方も違うと思うんです。そういう意味で言いますと、ILOが一律にこういうことを強いてくるという

のは、私は正直言って問題があると思います。ですから、そういうところでは、もっと国によって、こういうものは弾力的にすべきだという主張を本当はすべきだろうと思うんです。

でも、加盟しているわけですから、こういうものをいかにクリアーしながらやっていくのか、こういうことは工夫しないといけないと思うんですか、長期的にはというか、なるべく早い時期に、国によって違うのだということをきちんと説明すべきではないかと私は思っております。

○ 堀委員

また、補足になりますが、ILO条約で社会保障の最低基準を決めた理由についてです。社会保障負担が低い国は商品の国際競争力が強くなりますので、そのような不公平をきたさないようにするのがその趣旨だと聞いています。

○ 宮島部会長

今の議論は、一応議論としてよろしゅうございますでしょうか。もう少し具体的な論点としては、今後、代替率の話などは、恐らく水準の問題として議論することにはなると思っていますので、論点整理としてはこういう形で残しておきたいと思えます。

それから、堀委員の給付水準の話は、給付水準のところ、先ほどのご趣旨ですと、そこに入れ込んでもらった方がよろしいような気がいたしますので、それを追加意見として入れていただきたいと思えます。

○ 翁委員

私もここで入れた方がいいと思うんですけれども、多分国民の求めている給付水準から考えると、保険料を一定限度に決める場合、そこの調整として確定拠出みたいなものを導入して考えていったらどうかという見方、考え方もできると思うので、堀先生もそういうお考えもお持ちであれば、私もそういう論点から検討すべきだと思います。

○ 堀委員

社会経済の変動のところとも関係がありますね。

○ 翁委員

そうですね。

○ 宮島部会長

10ページのところで、翁委員の意見は、そのものという形ではありませんけれども、少し入っている。

○ 翁委員

想定というよりは、多分保険料を法定するというに伴う給付水準との関係を国民がどう考えていくかということで、確定拠出の導入というか、今もあります、そういった制度をどういうふうに組み直していくかということがあり得るかなと思いますけど。

○ 宮島部会長

一つのテーマとしてだけでないかもしれないけど、堀委員はどちらかというと給付水準の話で少し議論されている。翁委員はどちらかというと、将来変動の中でのスタビライザー的な発想で議論されていますので、それはそこにそれぞれ入れていただくということにしたいと思いますが、たしか、これは意見書の方にもそういう文言では載っていたような記憶がしております。その辺のところ、追加的なご意見として、ここに書き込むべき文案としていただければ一番ありがたいと思います。どうぞ、近藤委員。

○ 近藤委員

12ページの受給している年金の適正化の問題なんですけど、これは年金受給者の平均余命が延びた分を自動的に減額するという、そういう考え方をぜひ取り入れたらどうかと思っています。というのは、そのときの65歳なら65歳で期待される年金額と、さらに平均余命が延びればその分延びるわけですから、総額としては同じなので、憲法29条の辺のところはクリアーできるかなという気がします。以上です。

○ 宮島部会長

これは、この既裁定年金の部分にそういう形に入れるということですね。スウェーデンの議論のとき、年金現価を平均余命で割るという話がありましたけど、そうではなくて、こここのところでそれを入れるということですね。

○ 近藤委員

はい。

○ 宮島部会長

場合によりましては、そこに書き込むべき文章も見ていただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。ほかに、山崎委員。

○ 山崎委員

保険料の凍結は早急に解除すべきだと申し上げたんですが、実はたしか前回の改正のときの合意事項では、国庫負担割合を引き上げる際に保険料の凍結を解除し、さらに保険料を下げるということになっていたと思いますが、もしそうであれば、私自身は国庫負担の割合を引き上げる際に、保険料の凍結を解除しても、なお保険料水準は下げないで、むしろ積立に回すべきだと考えております。ですから、政府として、あるいは政治的に約束し

たことかもわかりませんが、むしろ見直しを求めたいと思います。

○ 宮島部会長

そうしますと、山崎委員の9ページでは、早急に解除すべきというだけが意見として入っておりますが。

○ 山崎委員

つまり引き上げるべきだということになります。

○ 宮島部会長

ここを少し膨らませるということによろしいでしょうか。

○ 山崎委員

そうですね。

○ 宮島部会長

今のご意見は、これは事務局的にはどういう受けとめ方になるのですか。そのときの約束なり何なり、どの程度しぼられるものですか。

○ 吉武年金局長

前回改正のときには、保険料の国庫負担2分の1場合と3分の1の場合という図を示しまして、2分の1の場合に一たん下げるという形になっているのですが、それは必ずしも詰め切れた話ではないわけです。端的に申し上げれば、保険料を下げるという最大の理由は国民負担で、2分の1の国庫負担のところ、国民負担で相当な負担になるという前提が多分あるのだろうと。ですから税の財源としても相当国民負担増になる。そういう手法をとるとすれば、保険料については一たん下げるとのことだと思いますが、この問題については、安定した財源を確保するというのが基本になっておりますけれども、それではどういう税財源を確保していくということはまだ結論が出ておりませんので、そこは必ずしも前回の財政再計算で出した数値に、平成16年の時点でのことが、すべてそれに拘束されるということは多分ないだろうと思います。それはむしろ16年度時点でのトータルとしての税財源、それを最終的に税の負担の姿がどう帰着していくかということと併せてももとは検討すべき事項であろうと私どもは考えております。

○ 宮島部会長

一応見直しを求めるといふ意見があるということは、それはそれでよろしいわけですね。

○ 吉武年金局長

はい。

○ 宮島部会長

ほかにはいかがでしょうか。私、一つ、委員の方のご意見を伺いたいのですけど、特に想定を超える社会経済の変動に対する対応という項目が、今回かなり重要な項目として、ほとんどの方々がそれについてご意見を述べられています。概ねその方向でということになりますと、従来の5年ごとにやっていた財政再計算というのは、もともとそういう変動を5年ごとに見直し、そこを修正していくというところに目的があるわけでありまして、確かに今やるごとに、負担を上げ、給付を下げるという話になっているから評判が悪いのだらうと思いますけれども、逆に言うと、こういう想定を超える経済社会変動が生じたときに、自動的にある程度調整していく仕組みを入れてくるとなると、財政再計算の役割というのは一体どういうふうになるのか。必要なくなるとお考えになっているのか、それとも微調整はしなければいけないから、それはやるべきだとお考えなのか。財政再計算との関係が私にははっきりしない点が少しあるのですが、どうぞ、山崎委員。

○ 山崎委員

スウェーデンタイプの自動調整装置を入れたとしても、財政再計算は私は必要だと思います。つまり、自動調整の趣旨に沿ってきちんと運営されているかどうかという検証は少なくとも必要だと思います。

○ 宮島部会長

モニタリングの役割ですか。

○ 山崎委員

ええ。恐らく法律上も財政再計算を少なくとも5年ごとに義務づけているわけですが、財政再計算をやることと法律改正をやることは必ずしも連動しないというふうに、私は今の制度でも理解しております。ですから数理の面でのきちんと少なくとも5年に一度検証する義務はあると思うんですが、制度全体の見直しをする義務があるかどうかは別だというふうに思っております。

○ 吉武年金局長

財政再計算の規定は厚生年金保険法なり国民年金法に入っております、一番最初の財政再計算の必須的な事項が、今、山崎委員がおっしゃったとおり、財政見直し、給付と負担のバランスについて、経済状況も変わりますし、いろんな諸要素が変わりますので、それで定期的に検証することです。これまでは実は見た結果、それまで想定したものと違いますので、制度改革をあわせて行うというふうになっているわけですがけれども、仮にここで見た結果、従来ベースの財政再計算で想定した状態、あるいは将来の財政状態と変わらなければ、実は法律改正に必ずしもいく必要はないということなんです。